

交通取締りに関する訓令の運用について

〔最終改正 令和6.11.29 例規務第31号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

(概要)

適正かつ妥当な交通取締りのための警察活動に関して必要な事項を定めたもので、昭和43年1月1日から実施しています。

その内容は、

- 交通取締りの基本方針
- 交通取締りの基本的心構え
- 交通取締りの基本的な要領

等です。